

(平成26年9月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 6 件

近畿（大阪）厚生年金 事案 15049

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 8 月 1 日は 7 万円、16 年 8 月 10 日は 9 万円、同年 12 月 17 日は 11 万円、20 年 12 月 12 日は 18 万円、21 年 8 月 11 日は 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 1 日
② 平成 16 年 8 月 10 日
③ 平成 16 年 12 月 17 日
④ 平成 20 年 12 月 12 日
⑤ 平成 21 年 8 月 11 日

私は、平成 12 年 1 月から 25 年 9 月までの期間、A 社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立期間に係る賞与個人別一覧及び平成 15 年 9 月分給与個人別一覧により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上述の賞与個人別一覧等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 8 月 1 日は 7 万円、16 年 8 月 10 日は 9 万円、同年 12 月 17 日は 11 万円、20 年 12 月 12 日は 18 万円、21 年 8 月 11 日は 16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成22年7月15日は83万9,000円、同年12月15日は67万8,000円及び23年7月15日は77万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年7月15日
② 平成22年12月15日
③ 平成23年7月15日

平成22年7月15日、同年12月15日及び23年7月15日にA社から支給された賞与額から厚生年金保険料が控除されていたので、年金給付に反映されるように記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳における申

立人の賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成 22 年 7 月 15 日は 83 万 9,000 円、同年 12 月 15 日は 67 万 8,000 円、23 年 7 月 15 日は 77 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の事務手続をしておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の賞与の届出を行ったとしていることから、年金事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 17 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 15 万円とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料について、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、平成 23 年 9 月は 16 万円、同年 10 月は 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 社で勤務した期間のうち、平成 23 年 9 月以降の標準報酬月額が、給与支給額や厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行い記録は訂正されたが、申立期間の訂正後の標準報酬月額は年金給付に反映されない記録となっているので、給付される記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細票において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 23 年 9 月は 16 万円、同

年10月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額届出を年金事務所に誤って提出し、また、当該標準報酬月額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、年金事務所は、申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成17年8月1日から19年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を17年8月1日に、同資格喪失日に係る記録を19年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②、③及び④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成17年12月10日は41万9,000円、18年7月10日は33万7,000円、同年12月10日は47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月1日から19年8月1日まで
② 平成17年12月10日
③ 平成18年7月10日
④ 平成18年12月10日
⑤ 平成19年7月10日

年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間①が厚生年金保険に未加入となっている。当該期間の給与から厚生年金保険料が控除されているので被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②から⑤までの賞与記録が無いが、当該期間は賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成17年8月1日から19年7月1日までの期間につ

いて、A社から提出された賃金台帳、申立人から提出された給料明細書及びB健康保険組合の回答により、申立人は、当該期間において同社で勤務していたことが認められる。

また、前述の賃金台帳及び給料明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、34万円とすることが妥当である。

次に、申立期間②、③及び④について、前述の賃金台帳及び申立人から提出された当該期間に係る賞与明細書により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳及び賞与明細書において確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年12月10日は41万9,000円、18年7月10日は33万7,000円、同年12月10日は47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届(被保険者報酬月額算定基礎届及び賞与支払届を含む。)を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人に係る資格の得喪等の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①のうち、平成17年8月1日から19年7月1日までの期間並びに申立期間②、③及び④の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①のうち、平成19年7月1日から同年8月1日までの期間について、A社から提出された賃金台帳、申立人から提出された給料明細書及びB健康保険組合の回答により、申立人は、当該期間において同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、前述の賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間⑤について、前述のとおり、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められ、前述の賃金台帳及び申立人から提出された当

該期間に係る賞与明細書により、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険法では、第19条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までこれに算入する。」と規定されており、さらに、第81条第2項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」と規定されているところ、前述のとおり、平成19年7月は、厚生年金保険料が控除されておらず、被保険者期間の計算の基礎とならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立期間⑤に支給された賞与については、記録の訂正を認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15053

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 8 月 20 日は 70 万円、同年 12 月 12 日は 69 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 20 日
② 平成 15 年 12 月 12 日

年金事務所の記録では、申立期間に A 社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる賞与明細書を提出するので、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された A 社に係る「2003 年夏季賞与明細書」並びに当時の社会保険事務担当者から提出された賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、70 万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人から提出された A 社に係る「2003 年冬季賞与明細書」及び前述の事務担当者から提出された賞与資料により、申立人に対する平成 15 年冬季賞与は 69 万 7,200 円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人の預金通帳によると、A 社が破産宣告を受けた後の平成 17 年 9 月 9 日に、破産管財人から前述の明細書

の差引支給額と一致する額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、破産管財人が保管していた資料により、A社が破産したことによる申立人に係る労働債権の額は、前述の明細書の差引支給額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、69万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15054

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は69万8,000円、同年12月12日は71万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

年金事務所の記録では、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時のA社の社会保険事務担当者から提出された当該期間の賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）並びに複数の従業員から提出された当該期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の事務担当者から提出された賞与資料において確認できる厚生年金保険料額から、69万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、前述の事務担当者から提出された賞与資料及び複数の従業員から提出された当該期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は71万9,800円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人の預金通帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月20日に、破産管財人から振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、前述の振込額は、破産管財人が保管していた資料により、A社が破産したことによる申立人に係る労働債権の額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の事務担当者から提出された賞与資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、71万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15055

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は107万5,000円、同年12月12日は38万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

年金事務所の記録では、申立期間にA社から支給された賞与の記録が無いが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出されたA社に係る「2003年夏季賞与明細書」並びに当時の社会保険事務担当者から提出された賞与に係る支給額及び厚生年金保険料が記載された資料（以下「賞与資料」という。）により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、前述の明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、107万5,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、前述の事務担当者から提出された賞与資料及び複数の従業員から提出された当該期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人に対して平成15年冬季賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人の預金通帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、破産管財人から振り込まれて

いることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、前述の振込額は、破産管財人が保管していた資料により、A社が破産したことによる申立人に係る労働債権の額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、前述の振込額から推認できる賞与支給額から、38万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から42年3月まで
② 昭和42年4月から50年3月まで

昭和37年6月頃、母がA県B町（現在は、C市）役場において国民年金の加入手続を行ってくれた。

私の国民年金保険料については、母が自宅に来ていた集金人に納付してくれていた。その際、何かに印紙を貼付していたのを一度見た記憶が有る。

私は、昭和39年4月に大学へ入学したことに伴い、D県E市に転居したが、50年4月に就職するまで、母がB町において私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

また、申立期間①は国民年金保険料の免除期間とされているが、母から免除申請していたことを聞いたことは無く、申立期間①についても保険料を納付してくれていたと思う。

申立期間①及び②がそれぞれ国民年金保険料の納付済期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人は、申立人の母親がB町において納付していたとして申し立てているが、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっており、陳述を得ることができないことから、保険料納付の状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和37年7月18日にB町において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、同町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①について、国民年

金保険料の申請免除期間とされていることが確認でき、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親についても、申立期間①の一部を含む36年4月から39年3月までについて、当時は申請免除期間とされていたことが確認できる上、申立人は、42年4月1日付けで国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間②は国民年金の未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B町において払い出されているほか、F県G市においても払い出されていることが確認できるが、その払出時期については、前後の手帳記号番号の被保険者の記録から昭和61年1月頃であることが推認でき、当該払出時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、当時の住所地において申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②は合わせて12年10か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い上、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月、同年5月及び18年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月及び同年5月
② 平成18年5月

私が平成14年6月にA社に就職するまでの国民年金保険料は、父親がB県C市において、D組織を通じて家族の保険料と一緒に納付してくれており、申立期間①の保険料についても、同組織を通じて納付してくれたはずである。

私の年金記録を見ると、申立期間①直前の平成13年8月から14年3月までの国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立期間①の保険料のみ納付しないことは考えられない。

また、申立期間②の国民年金保険料について、私は、E社を退職した平成18年5月に、F県G市役所に出向いて、国民年金の再加入手続きを行い、その後、時期は覚えていないが、送付のあった納付書により妻が納付してくれたはずである。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私たち夫婦の申立期間①に係る国民年金保険料は、父親がC市において、D組織を通じて納付してくれた。」と主張しているが、C市は、「D組織の国民年金保険料の収納業務は、平成14年3月に国に移管しており、同年4月以降は行っていない。」旨回答している上、申立人の妻に係るオンライン記録によると、過年度納付書が平成15年9月16日に作成されていることが確認でき、申立人の妻の納付記録を踏まえると、当該納付書は申立期間①に係る納付書であるものと推認でき、当該納付書作成時点は、申立人の両親と離れてH県I市に転居した後であることから、申立人の父親が申立人及びその妻の

当該期間の保険料をC市でD組織を通じて一緒に納付したとする申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付には関与しておらず、保険料の納付を担っていたとする申立人の父親は既に他界しており、当該期間に係る保険料の納付状況を確認することはできない。

さらに、申立人は、「申立期間②に係る国民年金の再加入手続を平成18年5月に行った。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人が平成18年5月21日にE社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年6月1日にJ社において同被保険者資格を取得したことにより、同年12月26日に未加入期間国年適用勸奨状が作成され、19年1月29日に18年5月21日を国民年金被保険者資格の取得日とする入力処理が行われたことが確認できることから、当該入力処理時点までは申立期間②に係る資格記録は無く、申立人の主張と符合しない。

加えて、申立人は、「申立期間②の国民年金保険料は妻が納付してくれた。」と主張しているが、申立人の妻からは、当該期間の保険料の納付場所を特定する回答が得られないことから、保険料の納付状況を金融機関等に確認することができない上、納付時期及び納付金額等の具体的な回答も得られなかった。

また、申立期間①及び②は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務は電算化され、記録管理の強化が図られている上、保険料の収納事務が国に一元化された14年4月以降の期間でもあり、収納機関からの納付通知の電子化等、事務処理の機械化が一層促進されている時期であることから、納付記録が欠落することは考え難い。

このほか、申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から59年3月まで

私は、昭和57年3月にA国から帰国後すぐに、B県C市役所D支所の窓口において国民年金の再加入手続を行った。

申立期間のうち、昭和54年8月から57年3月までの国民年金保険料について、C市役所D支所において国民年金の再加入手続を行った際、同支所の職員にA国に在住していた期間の保険料納付について相談したところ、当該職員から納付できると聞いたので、同支所へ行く前にE金融機関（当時は、F金融機関）G支店の預金口座又は郵便局の貯金口座から引き出していた現金を用いて、同支所内で一括納付した。

申立期間のうち、昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料について、当初は、納付書を用いてE金融機関G支店又はH郵便局の窓口で納付していたかもしれないが、すぐに、同金融機関同支店の私又は夫の預金口座から口座振替で納付していた。

私が所持する年金手帳の国民年金の記録（1）の「被保険者となった日」欄には、昭和57年3月15日と記載されていることから、同日から国民年金に再加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できるはずであり、当該期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人は、昭和54年8月3日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失し、59年4月11日に、再度、同資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間のうち、昭和54年8月から57年3月までの国民年金保険料

について、申立人は、「C市役所D支所内で一括納付した。」と主張しているが、一括納付した金額及び納付書の様式等について詳細な記憶は無いとしており、一括納付に係る具体的な状況を確認することはできない上、申立人は、「昭和54年8月に住民票をB県I市に残したままA国へ出国し、57年3月に帰国後はC市に住んでいた。」旨陳述しており、住民票上、日本国内に住所があったとすると、当該期間において、申立人の夫は厚生年金保険に加入していることから、申立人は国民年金に任意加入することが可能であるが、任意加入被保険者は加入の申出を行った日に被保険者資格を取得することとなっていることから、同年3月の帰国時点において、54年8月に遡って任意加入すること、及び同年8月から57年3月までの保険料を遡って一括納付することはできず、申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立期間のうち、昭和57年4月から59年3月までの国民年金保険料について、申立人は、「当初は、納付書を用いてE金融機関G支店又はH郵便局の窓口で納付したかもしれないが、すぐに、同金融機関同支店の私又は夫の預金口座から口座振替で納付していた。」旨主張しているが、口座振替の手続等について詳細な記憶は無いとしている上、同金融機関同支店は、「当該期間に係る申立人及びその夫名義の取引履歴は確認できない。」旨、K銀行J貯金事務センターは、「国民年金保険料納付書の控えの保存年限は10年となっている。」旨それぞれ回答していることから、申立人の57年4月から59年3月までの保険料納付について確認することはできなかった。

加えて、申立人は、「私が所持する年金手帳の国民年金の記録(1)の『被保険者となった日』欄には、昭和57年3月15日と記載されていることから、同日から国民年金に再加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できるはずである。」旨主張しているが、申立人に係る特殊台帳及びC市の国民年金被保険者名簿からは、昭和57年3月15日に任意加入被保険者資格を取得した事跡は確認できず、年金手帳の記録欄は保険料納付を開始した日及び納付の事実を示すものではないことから、当該記録欄の記載をもって申立期間の保険料納付があったと考えるのは困難である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号払出簿検索システムによりC市及びI市における手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（滋賀）国民年金 事案 6794

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から同年12月まで

私の申立期間の国民年金保険料はA県B町(当時)の実家で母が納付していた。

また、平成14年及び16年には、私が昭和39年頃からC地域で会社に勤め、厚生年金保険に加入していた期間も母が、実家で国民年金保険料を納付してくれていたことが判明し、社会保険事務所(当時)から保険料を還付するとの連絡があったが、納得できなかったため還付金は受け取っていない。

私の両親は、当時、B町で家業を営んでおり、両親とも真面目できっちりしていた。特に母については、前述のとおり、私が厚生年金保険に加入している間も、国民年金保険料を継続して納付してくれており、申立期間の7か月のみ保険料を納付しなかったとは考えられない。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月23日にB町において払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であるが、改製原戸籍及び改製原の戸籍の附票によると、申立人は、42年6月に婚姻するとともに、住民票上も同町からD県E市に転居しており、当該期間の当初である同年6月に婚姻及び転居と申立人の生活状況に変化が生じている上、申立人自身は保険料納付に直接関与しておらず、申立人が当該期間の保険料を納付してくれていたと主張している申立人の母親は既に死亡していることから、当該期間の保険料納付状況については不明であり、申立人の母親が当該期間の保険料を現年度納付していたと推認することは困難である。

また、特殊台帳を見ると、申立人及びその元妻の昭和47年4月から55年3月までの納付記録及び届出住所は一致しており、申立人も、「婚姻から昭和55年頃までの元妻の国民年金保険料は、母が私の保険料と一緒に納付してくれていたと思う。」と陳述しているところ、申立人の元妻について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、国民年金手帳記号番号は42年6月の婚姻から約2年10か月経過した45年3月31日にB町において払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号の払出しに係る加入手続が行われるまでは国民年金に未加入であったと考えられることから、申立期間の当初である42年6月に申立人と婚姻し同居していた申立人の元妻の納付記録からは、申立人に係る当該期間の保険料が現年度納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、特殊台帳によると、申立人の元妻は、昭和42年4月の国民年金保険料から納付が開始されており、前述の国民年金手帳記号番号の払出時期を踏まえると、同年4月から44年3月までの保険料は、遡って過年度納付されたことが推認されるが、申立人からは、申立人の母親が保険料を遡って納付してくれたとの主張は無く、前述のとおり当時の保険料納付状況は不明であることから、申立人の元妻の記録をもって、申立人に係る申立期間の保険料も遡って納付されたと推認することはできない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年9月まで

昭和63年頃、A県B市C区役所で国民年金の加入手続を行った際、区役所の職員から、「今から国民年金保険料の納付を始めても、将来、年金を満額受給（480か月）できない。」と説明があったので、私は、「年金の受給額を増やす方法はないか。」と尋ねたところ、当該職員から、「遡って2年分の未納保険料を一括納付することができる。」旨の説明があった。

申立期間の国民年金保険料を含む約2年分の保険料は、加入手続後にD銀行（現在は、E銀行）F支店の私の預金口座から約20万円を引き出して一括納付した。納付場所は、はっきりとは覚えていないが、同行同支店の窓口で納付したと思う。

年金の受給額を増やすために納付した申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D銀行F支店の預金口座から現金を引き出し、同行同支店の窓口で申立期間の国民年金保険料を一括納付したと思うと申し立てている。

しかしながら、E銀行F支店に申立人に係る預金普通口座の取引明細等の有無について照会したところ、同行同支店は、「申立人に係る取引明細及び申立期間に係る国民年金保険料納付に関する資料は、保存期限が経過しているため、確認できない。」旨回答している上、申立人は、「納付書の枚数、入手方法及び一括納付した後、領収証を受け取ったか否かについて、はっきりとは覚えていない。」旨陳述していることなどから、申立期間の保険料納付に関する具体的な状況は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人に対して平成元年10月9日に過年

度納付書が発行され、2年1月29日に申立期間直後の昭和62年10月から63年3月までの国民年金保険料が一括納付されていることが確認でき、当該納付時点において、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、オンライン記録により確認できる申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係る資格取得日及び入力処理日から、申立人は、昭和63年6月又は同年7月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となる場所、過年度保険料の収納事務については、金融機関を経由して社会保険事務所（当時）へ送付された領収済通知書のOCR（光学式文字読取機）による入力等、機械化されており、入力された保険料集計額と金融機関を経由して日本銀行に収納された保険料集計額が一致していることを毎月突合確認していることから、納付記録の漏れが生じる可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 10 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで
② 昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
③ 昭和 55 年 10 月 1 日から 56 年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額は、私が記憶する当時支給されていた報酬額よりも低額となっているため、年金記録を訂正してほしい。

なお、A社は同職種であれば年齢及び勤務期間に関係無く、ほぼ同じ給与が支給されていたと記憶しており、申立期間①については 32 万円、申立期間②については 38 万円、申立期間③については 60 万円の給与が支給されていたと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る標準報酬月額が当時支給されていたと記憶する報酬額よりも低額となっている。」と主張している。

しかしながら、A社は、同社に係る事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、昭和 59 年 9 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本により、平成元年 12 月*日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立人は、「A社は同職種であれば年齢及び勤務期間に関係無くほぼ同額の給与を支給していた。」と陳述しているところ、A社に係る被保険者名簿により、申立人が記憶する同職種の同僚 7 人を含む被保険者 10 人の申立期間における標準報酬月額を見ると、申立人とおおむね同額であることが確認で

きる。

さらに、B厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳により確認できる申立人の申立期間に係る標準給与月額、前述の被保険者名簿により確認できる標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 15057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月から 48 年 6 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

当時は学生であったが、友人の紹介によりA社（現在は、B社）にアルバイトとして採用され、フルタイムで勤務していた。

給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶が有るので、当該期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述により、申立人は、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の当社における在籍を確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、「A社には、アルバイトで採用され、フルタイムで勤務していた。」と陳述しているところ、申立人及びA社の元従業員がそれぞれアルバイト従業員として名を挙げた5人については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人同様、被保険者記録が確認できない上、当該被保険者名簿において、昭和46年8月から48年6月までの期間に被保険者資格を取得している男性61人のうち、連絡先の判明した50人に照会し、28人から回答を得られたものの、資格取得日時点において、アルバイト従業員であったとする者は見当たらなかった。

さらに、アルバイト従業員の厚生年金保険の加入について、前述のアルバイト従業員として名が挙げた5人のうち1人は、「私は加入していなかったと

思う。」と陳述し、アルバイト従業員から正社員に登用されたとする2人は、「私は、アルバイトから正社員に登用された際に加入した。アルバイトであった期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったと思う。」と陳述している上、正社員であったとする5人も、「アルバイト従業員は加入していなかったと思う。」と陳述している。

加えて、申立人及びアルバイト従業員として名が挙げた3人並びに正社員であったとする者のうち3人の、A社における雇用保険被保険者記録を見ると、申立人及びアルバイト従業員として名が挙げた3人については、被保険者記録を確認できないが、正社員であったとする3人については、被保険者記録を確認できる上、当該被保険者記録は厚生年金保険の被保険者期間と符合していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15058（兵庫厚生年金事案 4120 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 10 日から同年 6 月 20 日まで
② 昭和 32 年 11 月 20 日から 34 年 9 月頃まで

前回、私は、A社（昭和 32 年 6 月 18 日に、B社に社名変更）に入社し、昭和 34 年 9 月頃までC職として住み込みで勤務していたが、申立期間の年金記録が無いと申し立てたところ、記録訂正を認めることができないとして、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）から通知を受けたが納得できない。

今回、A社において、職種、退職時期及び退職時の勤務場所が同じであった元同僚の同社に係る年金記録が訂正されたので私の年金記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立てに係る事業所において、昭和 31 年 7 月頃から 34 年 9 月頃までの期間に勤務したと供述する元同僚が、「私が入社してからしばらくの間、申立人は、同じ現場で仕事をしていた。その後、申立人とは別の現場となったが、昭和 34 年 6 月頃に再び同じ現場となり、同年 9 月頃、私と同時期に申立人も退職した。申立人は途中、一旦退職したり、転職したりしていないと思う。」と証言しており、申立期間②のみに当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる別の元同僚は、「私の勤務期間と年金記録は一致する。申立人の勤務期間及び雇用形態等は分からないが、申立人は私と同時期に勤務していた。」と証言しているものの、i) 当該事業所は既に解散している上、当時の代表取締役、取締役及び事務担当者は死亡又は所在不明であることから、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料控除を確認することができないこと、ii) 当該期間

前後の時期において当該事業所に係る被保険者記録を有し、所在が確認できた33人に照会したところ、回答があった18人のうち4人が、申立人を記憶していたものの、いずれも申立人の勤務期間及び雇用形態を記憶しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入を裏付ける証言が得られないこと、iii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の資格喪失日は、32年3月10日及び同年11月20日と記録されており、オンライン記録と一致する上、2回の資格喪失に係る記録には、いずれも健康保険の被保険者証を返却したことを表す「返」の記載が確認できることなどから、既に兵庫委員会の決定に基づき平成23年9月12日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「職種、退職時期及び退職時の勤務場所が同じであった元同僚のA社に係る年金記録が訂正されたので私の年金記録も訂正してほしい。」と主張しているが、当該元同僚については、当初、厚生年金保険被保険者記録が確認できなかったが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿等により、当該元同僚と同姓同名で生年月日が一致する同記号番号が判明し、当該記号番号は当該元同僚の記号番号であると認められたことから年金記録が訂正されたが、申立人については、当該元同僚に認められたような新たな記号番号は見当たらない上、A社に係る被保険者名簿において、申立人の被保険者記録に不自然な点は見当たらないことなどから、申立人の当該主張は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15059（兵庫厚生年金事案 2523 及び 4756 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 1 日から 20 年 1 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社から海外に派遣されていた申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）に年金記録の確認申立てをこれまでに2回行ったが、いずれも記録の訂正が必要とは認められなかった。

これまでも主張してきたが、私の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）には、年金記録の欠落を示す「名簿紛失」等の記載がある。

また、A社B支店（C支所）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を見ると、昭和 17 年 2 月 1 日付けで労働者年金保険被保険者資格を取得している者に係る被保険者記号番号は、連続しておらず突然大幅に飛んでいるなど不自然な点が多くみられ、明らかに不完全な名簿である。

さらに、旧台帳は当局が管理する公的記録であるが、そこに年金記録の欠落を示す記載があるところ、当該記載を否定するのであれば、当局側が積極的にその立証を行う必要があると思うが、日本年金機構D年金事務所（以下「D年金事務所」という。）は、前述の被保険者名簿の紛失の有無について、当初は「紛失している。」とし、次に「紛失はなく、作成されたもの全てが保管されている。」とし、この度は「紛失があったか否かは不明。」とし、回答内容を二転三転させており全く立証できていない。

加えて、厚生労働省社会・援護局の記録によると、私はE職として申立期間にA社から給与の支払があったことが確認できる上、労働者年金保険実務提要には、私のような海外勤務者であっても事業所から給与の支払が引き続き行われている場合は、被保険者とする旨が記載されており、申立期間につ

いても当然被保険者とするべきである。

この度、D年金事務所は、前述の被保険者名簿については紛失があったか否か不明とした上、私の申立期間における年金記録の回復は第三者委員会の調査・審議が必要であると回答してきたため、同委員会に再度申立てをすることにした。

第三者委員会は、年金事務所の記録管理の不備を認めて、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、過去の審議において、i) A社における同僚の厚生年金保険(昭和19年10月1日以前は労働者年金保険)加入記録などから、申立人が保険料を控除されていたことを認めることはできないこと、ii) 申立人が記録の欠落であるとして疑義を示している旧台帳の内容については、同社B支店(C支所)に係る現存する被保険者名簿において、申立人が、昭和17年2月1日に被保険者資格を取得し、18年7月1日に当該資格を喪失し、次に20年1月10日に被保険者資格を取得し、同年8月31日に当該資格を喪失した旨の記載が確認できる上、申立期間に係る被保険者名簿の欠落等は確認できないこと、iii) 申立人から提出のあった各種資料からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認することができないこと等として、既に兵庫委員会の決定に基づき、平成22年12月27日付け及び24年10月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、旧台帳に年金記録の欠落を示す「名簿紛失」等の記載が確認できるところ、D年金事務所が、「名簿紛失」等についての説明を二転三転させており、当該「名簿紛失」等の記載と年金記録の欠落との関連性を否定できておらず、「年金事務所の説明は不十分である。」等として、申立期間について厚生年金保険被保険者記録を認めてほしいと主張している。

これまでに、日本年金機構Fブロック本部G事務センター(以下「G事務センター」という。)は、A社B支店(C支所)に係る被保険者名簿の紛失等について、平成23年2月23日付け年金記録確認大阪地方第三者委員会(当時。以下「大阪委員会」という。)宛の回答において「名簿の紛失は事実と考えます。」とし、次に24年7月27日付け大阪委員会宛の回答において、「名簿に紛失はなく、作成されたものすべてが保管されています。」とし、25年9月13日付け大阪委員会宛の回答において「名簿について紛失等があったのかどうかは不明です。」として、回答を変遷させたのは事実であり、このことを踏まえると、G事務センター及びD年金事務所が申立人に十分説明を尽くしていたとまで

は言えない。

ところで、A社B支店(C支所)の被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、労働者年金保険の保険料徴収が開始された昭和17年6月から同社B支店(C支所)が終戦により厚生年金保険の適用事業所ではなくなる20年8月までの全ての期間において加入記録が有り、かつ、旧台帳が確認できる18人について調査したところ、17人の旧台帳には、申立人と同じ「名簿紛失」等の記載が有ることが確認できる。

また、A社の他の支所における被保険者の記録をみると、同社H支所において昭和18年6月5日付けで12人が、同社I支所において同年6月1日付けで31人、同年7月1日付けで2人の計33人が被保険者資格を喪失しており、申立人の資格喪失日とほぼ同時期に多数の被保険者が資格を喪失していることが確認できる。これらの者のうち事情聴取できた複数の者が、「被保険者資格を喪失した後も、海外の事業所で勤務していた。」旨陳述しており、申立人と同様の状況がうかがえるものの、前述のH支所の12人及びI支所の33人のうち、旧台帳を確認できた全ての者の旧台帳には「名簿紛失」等の記載は無い。

さらに、G事務センターは、A社B支店(C支所)の被保険者名簿について、「紛失等があったか否かは不明である。」としているものの、現存する被保険者名簿について、表紙部分の標題が「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」となっており、昭和19年6月以降に作成されたことがうかがわれること、一方、被保険者の一覧が記載されたページでは「労働者年金保険ノ記号番號」と印刷された様式を使用しており、同年6月以降の資格取得者が記載されたページにおいて「厚生年金保険ノ記号番號」と印刷された様式を使用していること、旧台帳に17年12月14日付けの氏名変更訂正の履歴のある被保険者の被保険者名簿には、訂正前の氏名を抹消し訂正後の氏名を記載していることから、被保険者名簿は表紙部分を除き19年以前から存在しており、同年6月以降に作成された表紙部分と併せて編綴されているものと考えている旨、回答している。

これらのことを考慮すると、申立人の旧台帳における「名簿紛失」等の記載については、A社における申立人の申立期間に係る年金記録が欠落していたことを示すものと言えず、当該記載をもって、申立人が申立期間において同社B支店(C支所)の被保険者であったと認めることはできない。

加えて、G事務センターが管理する記号番号払出簿及び同払出補助簿において、J健康保険出張所(当時)が昭和17年1月から20年8月までの期間に払い出した被保険者記号番号を調査したが、現存のA社B支店(C支所)の被保険者名簿に記載されている者に払い出された記号番号以外に、同社に払い出されている記号番号は確認できず、当該調査においても、申立人が申立期間において同社の被保険者であった事実は確認できない。

また、事業所名簿から、「A」及び関連事業所と考えられる「K」の名称で

厚生年金保険適用事業所の記録が確認できる複数の適用事業所について管轄する日本年金機構の事務センターに照会したが、当該事務センターは、全ての事業所で申立人の記録は確認できないと回答している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社B支店(C支所)の厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、今回の再申立てに当たり、新たな資料として「D年金事務所への回答書」(平成25年9月13日付け)及び「申立人とD年金事務所との質疑応答録」(平成25年5月1日付け)を提出しているが、これらの資料からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことは確認できない。

さらに、A社H支所、同社I支所及び同社本社に係る各被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、所在の判明した者に照会し複数の者から回答を得たが、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い及び給与からの保険料控除について確認することはできない。

加えて、独立行政法人国立公文書館が保管するL資料には、申立人と同じく海外で勤務した期間の年金記録が一部欠落しているとして申立てをしている同僚の支払明細書がつづられているところ、当該支払明細書を見ると、昭和20年4月から同年10月までの期間について、当該同僚の給与が国内の留守宅に支払われているものの、当該期間の給与から厚生年金保険料は、控除されていないことが確認できる。

このほかに、申立期間について、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15060（兵庫厚生年金事案 2529 及び 4754 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 1 日から 20 年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社から海外に派遣されていた申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）に年金記録の確認申立てをこれまでに2回行ったが、いずれも記録の訂正が必要とは認められなかった。

これまでも主張してきたが、私の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）には、年金記録の欠落を示す「名簿紛失」等の記載がある。

また、A社B支店（C支所）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を見ると、昭和 17 年 2 月 1 日付けで労働者年金保険被保険者資格を取得している者に係る被保険者記号番号は、連続しておらず突然大幅に飛んでいるなど不自然な点が多くみられ、明らかに不完全な名簿である。

さらに、旧台帳は当局が管理する公的記録であるが、そこに年金記録の欠落を示す記載があるところ、当該記載を否定するのであれば、当局側が積極的にその立証を行う必要があると思うが、日本年金機構D年金事務所（以下「D年金事務所」という。）は、前述の被保険者名簿の紛失の有無について、当初は「紛失している。」とし、次に「紛失はなく、作成されたもの全てが保管されている。」とし、この度は「紛失があったか否かは不明。」とし、回答内容を二転三転させており全く立証できていない。

加えて、厚生労働省社会・援護局の記録によると、私はE職として申立期間にA社から給与の支払があったことが確認できる上、労働者年金保険実務提要には、私のような海外勤務者であっても事業所から給与の支払が引き続き行われている場合は、被保険者とする旨が記載されており、申立期間につ

いても当然被保険者とするべきである。

この度、D年金事務所は、前述の被保険者名簿については紛失があったか否か不明とした上、私の申立期間における年金記録の回復は第三者委員会の調査・審議が必要であると回答してきたため、同委員会に再度申立てをすることにした。

第三者委員会は、年金事務所の記録管理の不備を認めて、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の長男が死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、過去の審議において、i) A社における同僚の厚生年金保険(昭和19年10月1日以前は労働者年金保険)加入記録などから、申立人が保険料を控除されていたことを認めることはできないこと、ii) 申立人が記録の欠落であるとして疑義を示している旧台帳の内容については、同社B支店(C支所)に係る現存する被保険者名簿において、申立人が、昭和17年2月1日に被保険者資格を取得し、18年7月1日に当該資格を喪失した旨の記載が確認できる上、申立期間に係る被保険者名簿の欠落等は確認できないこと、iii) 申立人から提出のあった各種資料からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認することができないこと等として、既に兵庫委員会の決定に基づき、平成22年12月27日付け及び24年10月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、旧台帳に年金記録の欠落を示す「名簿紛失」等の記載が確認できるところ、D年金事務所が、「名簿紛失」等についての説明を二転三転させており、当該「名簿紛失」等の記載と年金記録の欠落との関連性を否定できておらず、「年金事務所の説明は不十分である。」等として、申立期間について厚生年金保険被保険者記録を認めてほしいと主張している。

これまでに、日本年金機構Fブロック本部G事務センター(以下「G事務センター」という。)は、A社B支店(C支所)に係る被保険者名簿の紛失等について、平成23年2月23日付け年金記録確認大阪地方第三者委員会(当時。以下「大阪委員会」という。)宛の回答において「名簿の紛失は事実と考えます。」とし、次に24年7月27日付け大阪委員会宛の回答において、「名簿に紛失はなく、作成されたものすべてが保管されています。」とし、25年9月13日付け大阪委員会宛の回答において「名簿について紛失等があったのかどうかは不明です。」として、回答を変遷させたのは事実であり、このことを踏まえると、G事務センター及びD年金事務所が申立人に十分説明を尽くしていたとまでは言えない。

ところで、A社B支店(C支所)の被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、労働者年金保険の保険料徴収が開始された昭和17年6月から同社B支店(C支所)が終戦により厚生年金保険の適用事業所ではなくなる20年8月までの全ての期間において加入記録が有り、かつ、旧台帳が確認できる18人について調査したところ、17人の旧台帳には、申立人と同じ「名簿紛失」等の記載が有ることが確認できる。

また、A社の他の支所における被保険者の記録をみると、同社H支所において昭和18年6月5日付けで12人が、同社I支所において同年6月1日付けで31人、同年7月1日付けで2人の計33人が被保険者資格を喪失しており、申立人の資格喪失日とほぼ同時期に多数の被保険者が資格を喪失していることが確認できるところ、これらの者のうち事情聴取できた複数の者が、「被保険者資格を喪失した後も、海外の事業所で勤務していた。」旨陳述しており、申立人と同様の状況がうかがえるものの、前述のH支所の12人及びI支所の33人のうち、旧台帳を確認できた全ての者の旧台帳には「名簿紛失」等の記載は無い。

さらに、G事務センターは、A社B支店(C支所)の被保険者名簿について、「紛失等があったか否かは不明である。」としているものの、現存する被保険者名簿について、表紙部分の標題が「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」となっており、昭和19年6月以降に作成されたことがうかがわれること、一方、被保険者の一覧が記載されたページでは「労働者年金保険ノ記號番號」と印刷された様式を使用しており、同年6月以降の資格取得者が記載されたページにおいて「厚生年金保険ノ記號番號」と印刷された様式を使用していること、旧台帳に17年12月14日付けの氏名変更訂正の履歴のある被保険者の被保険者名簿には、訂正前の氏名を抹消し訂正後の氏名を記載していることから、被保険者名簿は表紙部分を除き19年以前から存在しており、同年6月以降に作成された表紙部分と併せて編綴されているものと考えている旨、回答している。

これらのことを考慮すると、申立人の旧台帳における「名簿紛失」等の記載については、A社における申立人の申立期間に係る年金記録が欠落していたことを示すものとは言えず、当該記載をもって、申立人が申立期間において同社B支店(C支所)の被保険者であったと認めることはできない。

加えて、G事務センターが管理する記号番号払出簿及び同払出補助簿において、J健康保険出張所(当時)が昭和17年1月から20年8月までの期間に払い出した被保険者記号番号を調査したが、現存のA社B支店(C支所)の被保険者名簿に記載されている者に払い出された記号番号以外に、同社に払い出されている記号番号は確認できず、当該調査においても、申立人が申立期間において同社の被保険者であった事実は確認できない。

また、事業所名簿から、「A」及び関連事業所と考えられる「K」の名称で厚生年金保険適用事業所の記録が確認できる複数の適用事業所について管轄

する日本年金機構の事務センターに照会したが、当該事務センターは、全ての事業所で申立人の記録は確認できないと回答している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社B支店(C支所)の厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、今回の再申立てに当たり、新たな資料として「D年金事務所の回答書」(平成25年9月13日付け)及び「申立人とD年金事務所との質疑応答録」(平成25年5月1日付け)を提出しているが、これらの資料からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことは確認できない。

さらに、A社H支所、同社I支所及び同社本社に係る各被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、所在の判明した者に照会し複数の者から回答を得たが、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い及び給与からの保険料控除について確認することはできない。

加えて、独立行政法人国立公文書館が保管するL資料には、申立人の支払明細書がつづられているところ、当該支払明細書を見ると、昭和20年4月から同年10月までの期間について、申立人の給与が国内の留守宅に支払われているものの、当該期間の給与から厚生年金保険料は、控除されていないことが確認できる。

このほかに、申立期間について、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15061（兵庫厚生年金事案 1524、3240 及び 4755 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 7 月 1 日から 20 年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社から海外に派遣されていた申立期間の加入記録が無いとの回答を受けたので、年金記録確認兵庫地方第三者委員会（当時。以下「兵庫委員会」という。）に年金記録の確認申立てをこれまでに3回行ったが、いずれも記録の訂正が必要とは認められなかった。

これまでも主張してきたが、私の厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）には、年金記録の欠落を示す「名簿紛失」等の記載がある。

また、A社B支店(C支所)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)を見ると、昭和17年2月1日付けで労働者年金保険被保険者資格を取得している者に係る被保険者記号番号は、連続しておらず突然大幅に飛んでいるなど不自然な点が多くみられ、明らかに不完全な名簿である。

さらに、旧台帳は当局が管理する公的記録であるが、そこに年金記録の欠落を示す記載があるところ、当該記載を否定するのであれば、当局側が積極的にその立証を行う必要があると思うが、日本年金機構D年金事務所（以下「D年金事務所」という。）は、前述の被保険者名簿の紛失の有無について、当初は「紛失している。」とし、次に「紛失はなく、作成されたもの全てが保管されている。」とし、この度は「紛失があったか否かは不明。」とし、回答内容を二転三転させており全く立証できていない。

加えて、厚生労働省社会・援護局の記録によると、私はE職として申立期間にA社から給与の支払があったことが確認できる上、労働者年金保険実務提要には、私のような海外勤務者であっても事業所から給与の支払が引き続

き行われている場合は、被保険者とする旨が記載されており、申立期間についても当然被保険者とするべきである。

この度、D年金事務所は、前述の被保険者名簿については紛失があったか否か不明とした上、私の申立期間における年金記録の回復は第三者委員会の調査・審議が必要であると回答してきたため、同委員会に再度申立てをすることにした。

第三者委員会は、年金事務所の記録管理の不備を認めて、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、過去の審議において、i) A社における同僚の厚生年金保険(昭和19年10月1日以前は労働者年金保険)加入記録などから、申立人が保険料を控除されていたことを認めることはできないこと、ii) 申立人が記録の欠落であるとして疑義を示している旧台帳の内容については、同社B支店(C支所)に係る現存する被保険者名簿において、申立人が、昭和17年2月1日に被保険者資格を取得し、18年7月1日に当該資格を喪失した旨の記載が確認できる上、申立期間に係る被保険者名簿の欠落等は確認できないこと、iii) 申立人から提出のあった各種資料からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認することができないこと等として、既に兵庫委員会の決定に基づき、平成22年3月15日付け、23年5月2日付け及び24年10月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、旧台帳に年金記録の欠落を示す「名簿紛失」等の記載が確認できるどころ、D年金事務所が、「名簿紛失」等についての説明を二転三転させており、当該「名簿紛失」等の記載と年金記録の欠落との関連性を否定できておらず、「年金事務所の説明は不十分である。」等として、申立期間について厚生年金保険被保険者記録を認めてほしいと主張している。

これまでに、日本年金機構Fブロック本部G事務センター(以下「G事務センター」という。)は、A社B支店(C支所)に係る被保険者名簿の紛失等について、平成23年2月23日付け年金記録確認大阪地方第三者委員会(当時。以下「大阪委員会」という。)宛の回答において「名簿の紛失は事実と考えます。」とし、次に24年7月27日付け大阪委員会宛の回答において、「名簿に紛失はなく、作成されたものすべてが保管されています。」とし、25年9月13日付け大阪委員会宛の回答において「名簿について紛失等があったのかどうかは不明です。」として、回答を変遷させたのは事実であり、このことを踏まえると、G事務センター及びD年金事務所が申立人に十分説明を尽くしていたとまでは言えない。

ところで、A社B支店(C支所)の被保険者名簿に記載されている被保険者の

うち、労働者年金保険の保険料徴収が開始された昭和17年6月から同社B支店(C支所)が終戦により厚生年金保険の適用事業所ではなくなる20年8月までの全ての期間において加入記録が有り、かつ旧台帳が確認できる18人について調査したところ、17人の旧台帳には、申立人と同じ「名簿紛失」等の記載が有ることが確認できる。

また、A社の他の支所における被保険者の記録をみると、同社H支所において昭和18年6月5日付けで12人が、同社I支所において同年6月1日付けで31人、同年7月1日付けで2人の計33人が被保険者資格を喪失しており、申立人の資格喪失日とほぼ同時期に多数の被保険者が資格を喪失していることが確認できる。これらの者のうち事情聴取できた複数の者が、「被保険者資格を喪失した後も、海外の事業所で勤務していた。」旨陳述しており、申立人と同様の状況がうかがえるものの、前述のH支所の12人及びI支所の33人のうち、旧台帳を確認できた全ての者の旧台帳には「名簿紛失」等の記載は無い。

さらに、G事務センターは、A社B支店(C支所)の被保険者名簿について、「紛失等があったか否かは不明である。」としているものの、現存する被保険者名簿について、表紙部分の標題が「健康保険厚生年金保険被保険者名簿」となっており、昭和19年6月以降に作成されたことがうかがわれること、一方、被保険者の一覧が記載されたページでは「労働者年金保険ノ記号番號」と印刷された様式を使用しており、同年6月以降の資格取得者が記載されたページにおいて「厚生年金保険ノ記号番號」と印刷された様式を使用していること、旧台帳に17年12月14日付けの氏名変更訂正の履歴のある被保険者の被保険者名簿には、訂正前の氏名を抹消し訂正後の氏名を記載していることから、被保険者名簿は表紙部分を除き19年以前から存在しており、同年6月以降に作成された表紙部分と併せて編綴されているものと考えている旨、回答している。

これらのことを考慮すると、申立人の旧台帳における「名簿紛失」等の記載については、A社における申立人の申立期間に係る年金記録が欠落していたことを示すものとは言えず、当該記載をもって、申立人が申立期間において同社B支店(C支所)の被保険者であったと認めることはできない。

加えて、G事務センターが管理する記号番号払出簿及び同払出補助簿において、J健康保険出張所(当時)が昭和17年1月から20年8月までの期間に払い出した被保険者記号番号を調査したが、現存のA社B支店(C支所)の被保険者名簿に記載されている者に払い出された記号番号以外に、同社に払い出されている記号番号は確認できず、当該調査においても、申立人が申立期間において同社の被保険者であった事実は確認できない。

また、事業所名簿から、「A」及び関連事業所と考えられる「K」の名称で厚生年金保険適用事業所の記録が確認できる複数の適用事業所について管轄する日本年金機構の事務センターに照会したが、当該事務センターは、全ての

事業所で申立人の記録は確認できないと回答している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間においてA社B支店(C支所)の厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、今回の再申立てに当たり、新たな資料として「D年金事務所の回答書」(平成25年9月13日付け)及び「申立人とD年金事務所との質疑応答録」(平成25年5月1日付け)を提出しているが、これらの資料からは、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことは確認できない。

さらに、A社H支所、同社I支所及び同社本社に係る各被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、所在の判明した者に照会し複数の者から回答を得たが、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱い及び給与からの保険料控除について確認することはできない。

加えて、独立行政法人国立公文書館が保管するL資料には、申立人の支払明細書がつづられているところ、当該支払明細書を見ると、昭和20年4月から同年10月までの期間について、申立人の給与が国内の留守宅に支払われているものの、当該期間の給与から厚生年金保険料は、控除されていないことが確認できる。

このほかに、申立期間について、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。